

業務中に異変を感じた場合は、 連絡・通報をお願いします！

行田市地域見守りネットワークとは

「行田市地域見守りネットワーク事業」は、子どもから障がい者、高齢者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市と事業者、団体、警察等の機関が連携し、**異変などが発生した場合に、早期に気づき、必要な支援につなげる仕組み**です。

異変確認・連絡のポイント(一例)

外観・室内からの気づき

- ☐ 郵便受けに郵便物や新聞等が数日分溜まっている
- ☐ 同じ洗濯物が何日も干したまま
- ☐ 玄関や室内の電灯が点いた状態・消えた状態が続いている
- ☐ 頻繁に怒鳴り声や悲鳴、泣き叫ぶ声が聞こえる

孤立死・虐待・認知症などのサイン



対面からの気づき

- ☐ 家の中で人が倒れているのが見える
- ☐ 身体(顔や手足など)にあざや怪我がある。そのことを話したがない
- ☐ 話がかみ合わなくなった、同じ話を何度もする
- ☐ 髪や服装の乱れや季節に合わない服を着用(夏に厚着など)



連絡・通報

心配時・異変が疑われる時

行田市 地域共生社会推進課

☎048-556-1111(内線354)

※ 高齢者・障がい者・子ども等対象問わず

※ 上記は、祝日を除く、月曜日～金曜日の
午前8時30分～午後5時15分

※ 上記以外の時間は、市役所代表へ

☎048-556-1111

緊急時・明らかな異変時

警察署 ☎110番

(または行田警察署048-553-0110)

消防署 ☎119番

※ 警察への通報は、行田警察署や交番ではなく、110番通報してください。110番通報の場合、発信地を把握し、現場近くのパトカーに迅速に出動要請を出すことができます。

◆高齢者に関する相談窓口◆

名 称	電話番号	担 当 地 区
【市】 行田市役所 高齢者福祉課	556-1111	市全域
【委託先】 地域包括支援センター緑風苑	557-3611	須加・北河原・長野・ 佐間の一部(一旭、二旭、向町、緑町)
【委託先】 地域包括支援センター壮幸会	552-1123	太井・下忍・持田の一部(持田五丁目、持田砂原、菊野台、持 田西、三井砂原、三持田西部、前谷) ※棚田三丁目は、太井に含む
【委託先】 地域包括支援センターふぁみいゆ	558-0088	埼玉・太田 佐間の一部(大町、一佐間、二佐間、神明、三間)
【委託先】 地域包括支援センターほんまる	578-7761	忍・行田・星宮・持田の一部(菅谷、一持田北・南、県営持田団地、 持田長町、二持田第一・第二・蔵場、三持田大宮口・東部、駒形、西駒形)
【委託先】 地域包括支援センター緑風苑第二	501-8307	星河・荒木・南河原

◆障がい者に関する相談窓口◆

名 称	電話番号	相 談 範 囲
【市】 行田市役所 福祉課	556-1111	障がい全般に関すること
【委託先】 北埼玉障がい者生活支援センター	560-3411	身体障がいに関すること
	560-0294	知的障がい、精神障がいに関すること

◆子どもに関する相談窓口◆

【市】 こども家庭センター	579-8033	妊産婦・乳幼児期の相談に関すること
	556-2011	学童期・思春期の相談に関すること

◆教育相談、不登校等に関する相談窓口◆

【市】 教育支援センター	556-6458	教育相談、不登校等の相談に関すること
-----------------	----------	--------------------

◆DVに関する相談窓口◆

【市】 男女共同参画推進センター (VIVAぎょうだ)	556-9301	DV、セクハラ、夫婦の問題等に関すること
-----------------------------------	----------	----------------------

◆消費者被害、消費生活に関する相談窓口◆

【市】 消費生活センター (地域活動推進課内)	556-1111	消費生活に関すること
-------------------------------	----------	------------

◆生活困窮に関する相談窓口◆

【市】 行田市役所 福祉課	556-1111	生活困窮者の自立相談に関すること
【委託先】 自立相談支援センター (社会福祉協議会内)	557-5400	